

「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」 の評価について(案)

総合科学技術会議では、内閣府設置法第 26 条第 1 項第 3 号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を実施している。

この評価の一環として、総合科学技術会議は平成 17 年度に「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」を対象として事前評価を実施したところであり、評価結果については関係大臣に意見具申し、推進体制の改善や資源配分への反映を求めた。一方で、マネジメント体制の構築、開発ターゲット、京速計算機システムの構成等については平成 18 年夏頃を目途に、詳細なハードウェア要件、LSI の論理構成概略仕様等については平成 19 年 3 月に、評価専門調査会においてフォローアップを実施するとともに、概念設計の内容について平成 19 年 8 月を目途に総合科学技術会議において評価を実施することとした。

これを受けて、評価専門調査会において平成 18 年 10 月にフォローアップを行ったところであるが、研究開発実施機関における概念設計作業及びその結果に対する文部科学省の評価が平成 19 年 5 月下旬に終了する見通しとなったことから、今般、以下のとおり、研究開発の進捗状況、研究開発を取り巻く状況の変化等を踏まえて、詳細設計に着手することの妥当性等について評価を行い、今後の研究開発の的確な推進及び適切な資源配分等に資する。

1. 評価の方法

評価の実施にあたっては、以下の実施体制の下で、文部科学省よりヒアリングを行うことによって、これまでの指摘事項への対応状況、研究開発の進展状況等を把握した上で調査・検討を行い、評価結果の取りまとめを行う。

(1) 評価の実施体制

評価専門調査会の内部に評価検討会を設置し、外部より専門家・有識者を招聘して調査・検討を行う。その結果を受けて評価専門調査会が評価結果(案)をとりまとめ、総合科学技術会議本会議において審議し、評価結果をとりまとめる。

評価検討会の委員の選任は評価専門調査会長が行う。なお、当該研究開発に従事している研究者または選任時点で従事することが予定されている研究者は排除するが、当該研究開発に係る評価委員会の委員等、研究開発に直接関与しない者については、評価検討会への参加を妨げないものとする。

(2) ヒアリング項目

- ①研究開発計画及び研究開発体制の概要（平成 18 年 10 月のフォローアップ以降の変更を中心に）
- ②概念設計に係る文部科学省による評価の経過及び評価結果（以下の項目を中心に、評価の根拠となった概念設計の内容についても把握する。）
 - A. アーキテクチャ案（ターゲット・アプリケーションによる性能評価結果、詳細なシステム・イメージ、消費電力の見通し等を含む。）
 - B. ハードウェア要件
 - C. L S I の論理構成概略仕様
 - D. システムソフトウェア
- ③計画に対する研究開発の進捗状況（グランドチャレンジ・アプリケーションの開発を含む。）
- ④その他（18 年 10 月のフォローアップ以降におけるスーパーコンピュータ開発に関する国内外の状況の変化等）

(3) 調査・検討項目

評価検討会においては、研究開発を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、上記（2）のヒアリング項目について調査し、事前評価及び平成 18 年 10 月のフォローアップへの対応状況を確認する。また、概念設計についての文部科学省の評価結果を確認し、詳細設計への着手の妥当性について検討する。

2. 検討スケジュール

【3月29日 評価専門調査会】

評価の実施方法等を確認

⇒評価の実施方法等について了解が得られた後、評価検討会の委

(第 63 回評価専門調査会資料)

員を会長が選任

【6月中旬 第1回評価検討会】

文部科学省よりヒアリング、追加質問と論点候補の抽出

⇒評価検討会委員より追加質問を回収し、文部科学省に対応を発注

【6月下旬 第2回評価検討会】

追加ヒアリング、論点整理

⇒評価検討会委員より評価コメントを回収し、評価報告書原案を作成

【7月下旬 評価専門調査会】

評価報告書（案）の検討、取りまとめ

【8月～ 総合科学技術会議】

評価報告書（案）に基づく審議・結論

3. その他留意事項

非公開とすべき資料がある場合には、その扱い及び議事録等について配慮するものとする。

(参考)

「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」
評価の経緯、およびスケジュール(案)

